

第3回近畿圏大深度地下使用協議会概要

- 日 時：平成16年1月16日(金)14:00～15:30
- 場 所：プリムローズ大阪・2階「鳳凰東の間」
- 出席者：別紙1参照
- 議 事：別紙2参照

－主なやりとりは以下のとおり－

【大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針(案)について】

【大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針(案)について】

- ・基本方針の安全及び環境の保全に係る事項について具体的指針を定め、事業計画の基本方針への適合を図るとともに、的確な使用認可手続を行い、大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するため策定する。今後、国土交通省都市・地域整備局において協議会の意見を踏まえて作成し、関係部局に通知を行う予定。
- ・指針については、事業でもいろいろなものがあるということで、施設横断的な書き方として、原則として必要なことについてまとめている。
(国土交通省)

【大深度地下地盤調査マニュアル(案)について】

- ・法施行時に作成された申請マニュアルと事務処理要領を補足するマニュアルとして取りまとめる。適用範囲は、法に基づく事業において、大深度地下を特定するために実施する地盤調査などとなる。
- ・マニュアルでは、大深度地下使用制度における地盤調査として、大深度地下の定義、手続の流れ、必要な地盤情報、支持地盤の定義と地盤特性の他に、大深度地下特定のための地盤調査の方法について、調査の流れや手法と調査項目、あるいは調査手法の組み合わせ、調査の密度及び精度と大深度地下の特定などを示している。(国土交通省)

【大深度地下利用の現状・見込み】

- ・東京外かく環状道路について、平成15年3月14日に国と東京都によって、関越自動車道の大泉JCTから中央自動車道を経て、東名高速道路に至る約16kmの区間において、地上部への影響を小さくするため、極力、大深度地下を活用する方針が打ち出されている。現在は、沿線区市長との意見交換、環境影響評価方法書の公告・縦覧、さらに環境関係の現地調査を実施している。(国土交通省)
- ・上水道事業の大容量送水管(淀川から神戸市内への水源)の最西端にあたる第3工区で大深度地下使用法を視野に入れた計画を策定しているので、平成17年度以降に協議会で具体的調整を行う可能性がある。

今後、地質等の調査後、環境に関する指針や安全に関する指針に基づく調査を進めていこうしている。(神戸市)

- 認可権者としては、地下水への配慮と土質支持層の連続性確認等が課題であると考えている。地下水について、水道事業は環境影響評価の対象外であるが、準じる形で環境対策を実施していく必要がある。支持層の連続性については、六甲山の山麓部に入っていくものであるから、管が入る周辺で連続性などについて調査をしていく必要がある。事業の公益性に留意しつつ、今回作成された指針・マニュアルなどをもとに適正に判断をしていきたい(兵庫県)

【意見交換】

- ・ 地下水への影響をはじめ環境の保全に対しては、法律や条例に基づく環境影響評価手続があり、イメージがしやすいが、安全についての手続を具体的にどう進めればいいのか、疑問に思っている。(大阪府)
- 安全については、個別事業法で手続があるけれども、大深度地下法の中では基本方針に適合するということが要件で、基本方針を具体的に示すものとして指針を示した。
- ・ 都市部の大深度地下利用においては大量の建設発生土が発生すると想定される。大深度に限らず、建設発生土の再利用には努力をしているが、残念ながら、あるべき姿にはまだ至っていない。今後、こういった事案が出てきた際に、指針にもうたっているような再利用方策についてどのような仕組みで進めていくべきなのか。(大阪府)
- 建設発生土の再利用の方策、発生土の利用基準については、いろいろな基準案が出ていると思われるが、そのような基準案を参照することになる。やはり地域ごとにそれぞれできるだけ環境の影響を抑えていくことが必要。
- ・ 具体的検討状況について、担当者レベルで情報共有できるようにしてもらいたい。(大阪府)
- 具体の事業も徐々にイメージが出てきたということであるので、担当者レベルの情報交換の場も検討していきたい。(国土交通省)
- ・ 大深度地下を使う公共施設は、迅速な審査が求められる。関係法令の遵守は当然であるけれども、迅速な手続の実現に向けて、今後どう取り組むべきか。(大阪府)
- 国と県で、審査手順はできるだけ共通化しなければいけないと思っている。また、大深度地下法の基準と各事業が持つ固有の基準の適合性審査については、個別審査では事業者にとって大変であるので一緒に審査できるように各部局へ相談つつある。さらに、申請に必要な資料のイメージを理解しやすくするために、審査時に提出してほしい資料の例を、都道府県とも相談しながら、参考資料としてまとめていきたい。(国土交通省)

別紙 1

第 3 回近畿圏大深度地下使用協議会 出席者名簿

機関名	所属部	所属課	職名
消防庁		特殊災害室	原子力災害係長
文化庁		欠	
厚生労働省		欠	
環境省	環境管理局	土壌環境課 地下水・地盤環境室	室長
近畿管区警察局	広域調整部	広域調整第二課	災害対策官
大阪防衛施設局	施設部	施設企画課	課長
近畿総合通信局	情報通信部	電気通信事業課	課長補佐
近畿財務局	管財部		次長
近畿農政局	整備部		部長
近畿経済産業局	産業企画部	産業立地課	課長
近畿運輸局			局長
京都府	土木建築部	下水道課	課長
大阪府	土木部	事業管理室	参事
兵庫県	県土整備部企画調整局		技術企画課長
奈良県	土木部		次長
京都市	都市計画局都市企画部	都市計画課	課長
大阪市	計画調整局		局長
神戸市	企画調整局		参事
国土交通省			政策統括官
国土交通省			審議官
国土交通省	都市・地域整備局	大都市圏整備課 (併) 大都市圏整備課大深度地下利用企画室	課長 (併) 大深度地下利用企画室長
国土交通省	都市・地域整備局	大都市圏整備課 大深度地下利用企画室	大深度地下利用企画官
近畿地方整備局			局長
近畿地方整備局	建政部		部長
近畿地方整備局	建政部	計画管理課	課長

第 3 回 近畿圏大深度地下使用協議会

日時：平成 16 年 1 月 16 日(金)
14:00～15:30

場所：プリムローズ大阪 2 階 鳳凰東の間

議 事 次 第

1. 開会
2. 国土交通省挨拶
3. 出席者紹介
4. 大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針について
5. 大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針について
6. 大深度地下地盤調査マニュアルについて
7. 意見交換
8. その他
9. 閉会